

令和7年度 第4回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和7年7月4日（金）午後2時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 5階 大会議室

3. 出席委員数 （17名）

出席者 （会長）吉田陽一

（代理）戸部秀悦

（委員）

1番	佐藤洋介	2番	加藤和洋	3番	伊藤淑榮
4番	鈴木和俊	5番	高橋郁雄	6番	清水 司
7番	三浦栄子	8番	原田智也	9番	鈴木孫城
10番	武田一雄	11番		12番	佐藤正樹
13番	目黒千衣子	14番	山本義則	15番	伊藤賢一
16番	鈴木豊則	17番	鈴木誠孝		

4. 欠席委員 11番三浦富美雄委員、14番山本義則委員（2名）

5. 農業委員会業務報告(6月分)

6. 報告事項

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 議事案件

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法5条の許可について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局	局長	濱野	勇幸
局長	補佐	鈴木	俊市
主事	事	浅井	和将

9. 会議の概要

事務局長

ただ今から、令和7年度第4回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。今回の総会は報告事項が1件、議事案件が2件であります。

始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会 長

令和7年度第4回定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。皆さまにおかれましては、田植えを終え、草刈り作業などの農地管理に日々お忙しいことと存じます。

今月に入り、いよいよ夏の厳しさを感じております。

ニュースでは、毎日のように熱中症が報道され、本市では熊の目撃情報が多数寄せられており、農作業の環境が著しく変化しております。

例年以上に、水分補給や周囲の状況に配慮しながら作業してください。

さて、本日の案件は、報告事項が1件、議事案件が2件でありますので、ご審議の程、よろしくお願いします。

事務局長

次に、総会の定足数についてであります。

11番 三浦富美男委員、14番 山本義則委員から欠席の届け出があり、本日は19名中17名で、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長をお願いいたします。

議 長

男鹿市農業委員会規則第19条に規定する議事録署名委員については、どうお諮りしたらよろしいでしょうか。

一 同

～ 議長一任 ～

議 長

議長一任の声がありますので、議事録署名委員に、6番 清水 司委員、7番 三浦 栄子委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐と浅井主事を指名いたします。

続きまして6月農業委員会業務報告をお願いします。

浅井主事

それでは6月農業委員会業務を報告いたします。

6月3日、令和7年度秋田地域就農促進会議が開催されております。

こちらは事務局で対応しております。

6月4日、渡部斧松翁顕彰祭が開催されております。

6月5日、第3回農業委員会定例総会を開催しております。

6月6日及び6月18日、3条関係の現地確認を船越、北浦、払戸、福米沢、野石地区にて実施しております。

6月20日、非農地関係の現地確認を船越、鵜木地区で実施しております。

6月23日、農地の現地確認を船越地区で実施しております。

6月25日、第111回、常設審議委員会及び第10回農業会議通常総会及び理事会、市町村農業委員会会長会が開催されております。

出席者については記載している通りとなります。

今後の予定についてご説明いたします。

7月14日、農業者年金加入特別研修会がホテルメトロポリタン秋田で開催予定となっております。

7月25日に業務打ち合わせ及び第112回常設審議委員会が開催される予定となっております。

8月6日、第5回定例総会を開催する予定としております。

8月7日、市町村農業委員会地区別研修が開催される予定となっております。

業務報告については以上となります。

議 長

ここで暫時休憩します。

では再開いたします。

業務報告で質問等何かありますか。

なければ、報告事項に入りたいと思います。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明をお願いします。

鈴木局長補佐

皆様、総会議案書の1ページをご覧ください。

報告第3号農地法第18条の案件であります、合意解約の案件であります。それでは説明いたします。

申請番号1号、福川字下下谷地150他2筆、地目、田、面積計5,302㎡。

渡人が福川のA、受人が福川のB、これは小作人の都合により耕作できなくなったための解約であります。

この後の議案では、他の者との賃借権の新規契約が申請されております。

以上で説明を終わります。

議 長

只今、説明についてご意見ございませんか。

～ なしの声 ～

議 長

なしということですので、よろしく願いいたします。

続きまして、議事案件に入りたいと思います。

議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

鈴木局長補佐

それでは、2ページをご覧ください。

議案第8号の案件について、ご説明いたします。

まず初めに、所有権移転の案件を2件説明いたします。

申請番号1号、船越字根木1-60他2筆、地目畑、面積計775㎡。

渡人が払戸のC、受人が潟上市のD。

これは渡人が、受人からの要望により、農地を売るという形になります。

総額10万円であります。

このDさんですが、新規就農の方でして、潟上市で建物の解体業を経営されており、仕事は年齢的にも厳しくなってきたため、事業規模を縮小しており、近々やめたいと考えております。

趣味として畑をやりたいということで、3年くらい前から、渡人の農地を借りて、じゃがいもやサツマイモなどを耕作しているということでした。

事務局でも、農地を実際に耕作しているかどうか確認してきました。

次に申請番号2号、野石字五明光10-3、地目畑、面積2,083㎡、渡人が野石のE、受人が秋田市のF。

本案件につきましては、親子間の無償譲渡であります。

将来的に引き継ぐべき農地を、親が健在のうちに子に渡しておきたいということでありました。

秋田市から、五明光まで通っての農業ということです。

耕作状況を確認したところ、じゃがいもなどが作付されている状況でした。

Fさんの実家にはお兄さんが住んでおりまして、この畑の管理をやっているということですが、お兄さんには障害があつて、重労働はできない状態で、せいぜい水やりの管理程度しかできないということで、以前から娘のFさんが、畑をやっていたということです。

今後は農地を譲り受けて、畑を引き継ぐということであります。

以上で説明を終わります。

議 長

これについて、何かご意見ございませんか。

加藤和洋委員

秋田市柳田のFさんですが、経営面積1町6反くらいの農地があるとのことですが、秋田市にも農地があるのですか。

鈴木局長補佐

説明いたします。

これはすべて男鹿市の農地でありまして、先々、実家から譲り受けた農地ですが、全て貸し出ししている農地であります。

加藤和洋委員

Fさん名義の土地はすべて男鹿市の土地ということですね。

鈴木局長補佐

そのとおりです。

議 長

他に意見や質問はございませんか。

清水司委員

位置の確認ですが、申請番号1号の船越字根木1-60はどの辺ですか。

鈴木局長補佐

船越から、大潟方面に向かう陸橋を越えていくと車屋があります。その手前を左に入る小道を入った場所です。

浅井主事

払戸地区の農家であるGさんのハウスの近くとなります。

新規就農でありますので、今現在、建物の解体業をやられているということで、万が一資材置き場などに使用されると大変だということで、現地確認行ったところ、畑をやっております。

清水司委員

わかりました。ありがとうございます。

議 長

他ございませんか。

ないようですので、次に進めたいと思います。

議 長

引き続き事務局より貸借権設定の案件について、説明をお願いします。

鈴木局長補佐

それでは、2 ページの申請番号 3 号から説明いたします。

申請番号 3 号、福川字下下夕谷地 150 他 2 筆。

地目田、面積計 5,302 m²、渡し人が福川のA、受け人が福川のH。

これは、渡人からの要望で受け人が貸借を受けるもので、報告事項で合意解約のあった農地を、この H さんが引き受けるもので、新規の 10 年契約、10a あたり米 1 俵、水利費は受け人負担という形になっております。

続いて、申請番号 4 号、福米沢字福米沢新田 67、地目田、面積 5,763 m²、渡人が、野石のI、受人が福米沢のJ。

これは渡し人からの要望で受け人が貸借を受けるもので、今まで相対で他の方に貸していたところが、相手方の都合で小作できないということになり、J さんをお願いしたということでありました。

新規の 5 年契約、10a あたり 1 万 5,000 円、水利費は貸し人負担ということになっております。

申請番号 5 号、再設定の案件であります。

再設定の案件につきましては、契約の詳細の説明は、省略いたします。

基盤強化法第 19 条から農地法第 3 条に切り換えた案件であります。

北浦野村字前野 115、地目田、面積 1,263 m²、渡人が北浦のK、受け人が潟上市のL。

再設定の 3 年の案件であります。

以上で説明を終わります。

ただ今の事務局の説明の、3 番、4 番、5 番に対して何かご意見ございませんか。

議 長

～ なしの声 ～

なしということで、申請通りとしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 9 号、農地法第 5 条の許可について、よろしくお願いいたします。

浅井主事

それでは議案書の 3 ページをお願いいたします。

議案第 9 号、農地法第 5 条、農地転用の案件であります。

申請番号 7 号、鵜木字中角境 71-3、地目畑、面積 1,463 m²。

渡し人が鵜木のM、受け人が野石の株式会社N。

赤土採取のための一時転用の案件でございます。

別添の農地転用に関する図面等の資料をご確認ください。

申請位置ですが、若美総合体育館から約 900m ほど五里合方面に進んだところが、申請位置の農地となります。

図面の 1 ページの赤色で着色されている部分が申請農地となります。

図面 4 ページから、現況写真を添付しておりますが、しばらく耕作されていない畑を、株式会社Nによる育苗用の土採取の一時転用です。

転用期間は許可後から 1 年間という計画で伺っております。

こちらの案件は、先月の総会で審議いただく予定としておりましたが、5 月 26

日から、県で盛土規制法が始まりまして、土の採取もその規制対象になるということで、そちらの許可も受けなくてはならなくなったため、保留となりましたが、今回すでに許可を受けているため、総会にお諮りしているところであります。説明は以上となります。

議 長

農地法第5条により現地確認いたしました7番の三浦栄子委員、12番の佐藤正樹委員のうち説明員として、7番の三浦栄子委員からよろしくお願いいたします。

三浦栄子委員

先月、5月14日に、佐藤正樹委員、事務局から2人、株式会社Nの社長、私で現地確認いたしました。

只今事務局からも説明がありましたが、現地は4、5年前から耕作されておらず、耕作するには少し難しいと感じました。

ただ下の方に水田があり、水田に水を使うために道路側へ水路が入っている状況であったため、水路を壊さないよう気をつけてもらいたいと伝えました。

目視では問題ないと感じましたので、皆さんの審議をお願いします。

議 長

どうもご苦労さまでした。

只今の三浦委員からの説明に何かご意見ございませんか。

私から補足説明を求めます。

土を取った場合、隣の水田の水持ちは大丈夫か。

事務局長

高さがあり大丈夫だと思われますし、水田の権利者からの同意も得ております。

議 長

ほかに何かありませんか。

一 同

～ 異議なし ～

議 長

なければ申請通りとしますので、よろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

それでは、その他に入りたいと思いますが、何かございますか。

なければ、総会を終わりたいと思います。

次回総会は、8月7日午前10時30分から開催し、午後から地区別研修の予定としますので、よろしくお願いします。

お疲れさまでした。